

木津川市公立幼稚園・保育所再編実施計画



令和8年1月

木津川市

目 次

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的	・・・ 1
2 計画の位置付け	・・・ 1
3 計画の期間	・・・ 2

第2章 就学前教育・保育を取り巻く現状と課題

1 就学前教育・保育行政の現状	・・・ 3
2 木津川市の就学前教育・保育の現状	・・・ 3

第3章 公立就学前教育・保育施設の現状

1 公立幼稚園・保育所数の推移等	・・・ 6
2 未就学児・小学生人口の推移	・・・ 8
3 公立幼稚園・保育所における施設及び職員 配置の状況	・・・ 9
4 公立幼稚園・保育所の役割と方向性	・・・ 10
5 公立幼稚園・保育所再編実施計画	・・・ 11
6 機能終了後の施設の利活用について	・・・ 16
7 計画の見直しについて	・・・ 16

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的

本市では、平成29年6月に、公立保育所民営化等実施計画を策定し、平成29年度から令和6年度にかけて公立保育所3園の民営化、1園の統廃合および2園の幼保連携型認定こども園への移行を実施しました。計画を進める中、令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化等による保育ニーズの高まりへの対応が求められ、併せて保育サービスの見込み量が増加することも想定されたため、計画対象園の一部について計画延伸を行いました。

また、公立幼稚園については、令和4年度から令和8年度を計画期間として、令和4年3月に公立幼稚園再編実施計画を策定し、令和6年度末に公立幼稚園1園の機能終了(閉園)を行いました。

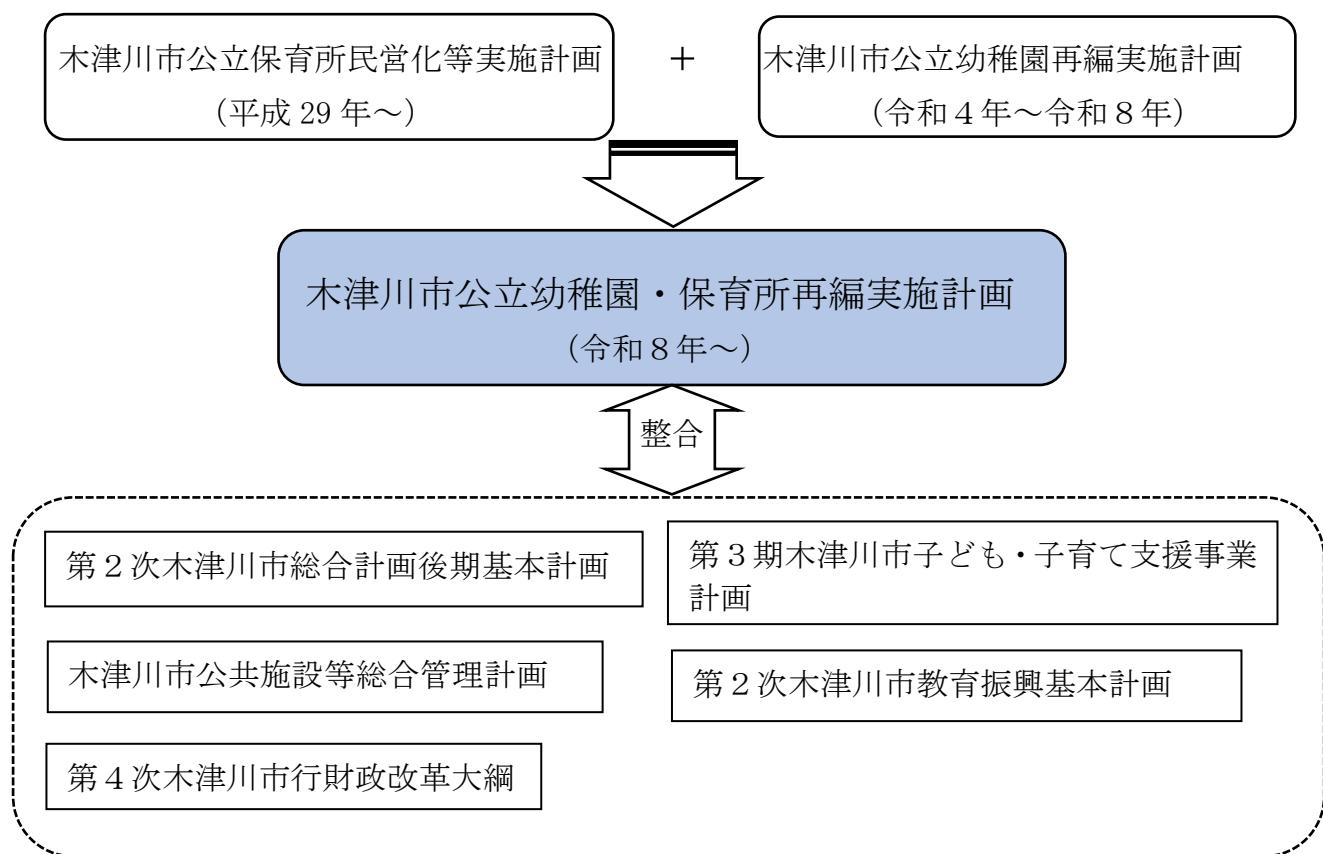
就学前教育・保育サービスの推進を図る中、本市の就学前人口(0歳～5歳)は、令和2年の4,761人をピークに減少傾向にあり、令和7年4月1日現在では3,682人となっています。一方では国の新制度「乳児等のための支援給付(こども誰でも通園制度)」のスタート等、本市の就学前のすべてのこどもを対象とした新たな施策の展開や既存の保育サービスのさらなる充実が求められています。

このような状況を踏まえ、本市公立保育所、公立幼稚園の方向性について既存計画の内容を継承しつつ、再考、検討を行い、限られた財源の中で、施設の長寿命化や教育・保育の質の向上など、将来にわたる教育・保育環境の充実を図るため、既存2計画を再編・統合した「木津川市公立幼稚園・保育所再編実施計画(以下「本計画」という。)」を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、「第4次木津川市行財政改革大綱」に定める重点戦略における公民連携による民間活力の活用の観点と令和7年3月に策定した「第3期木津川市子ども・子育て支援事業計画」に定める就学前教育・保育ニーズの推進の観点も踏まえ、既存の「木津川市公立保育所民営化等実施計画(平成29年6月)」と「木津川市公立幼稚園再編実施計画(令和4年3月)」の計画内容を継承したうえで統合・再構成し、新たに策定するものです。

また、関連諸計画である「第2次木津川市総合計画後期基本計画」や「木津川市公共施設等総合管理計画」等と整合を図ります。



3 計画の期間

本計画は、計画期間を前期 1 期の 9 年（令和 8 年度から令和 16 年度）及び後期の 2 期とし、2 期の期間設定については、教育・保育ニーズの動向や社会情勢の変化を踏まえ、1 期計画期間終了後 1 期の検証を踏まえて設定します。

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18～
木津川市公立幼稚園・保育所再編実施計画							1 期			検証	2 期
【参考】木津川市子ども・子育て支援事業計画			第 3 期				第 4 期			第 5 期	

第2章 就学前教育・保育を取り巻く現状と課題

1 就学前教育・保育行政の現状

少子化、共働き世帯の増加、貧困など、子どもの社会環境が大きく変化する中で、国のことども施策も大きく変化しています。平成27年度の子ども・子育て支援新制度以降、令和元年度には幼児教育・保育の無償化が実施され、令和5年度には、ことども家庭庁の創設、ことども基本法の施行、ことども未来戦略の策定等様々な取り組みが行われています。なお、令和6年度から保育施設における3、4、5歳児の保育士の配置基準の改正、令和8年度からスタートする乳児等のための支援給付(ことども誰でも通園制度)の事業開始など、新たな保育サービスの展開が始まります。

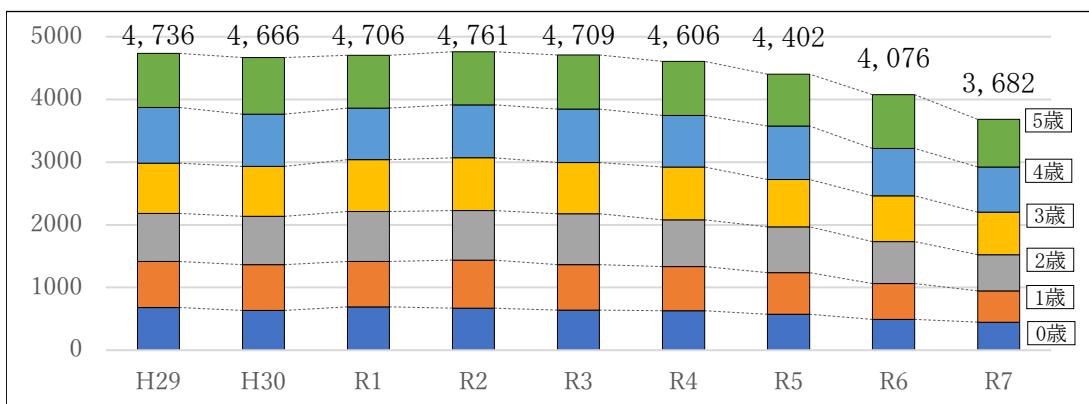
また、京都府では令和5年に京都府子育て環境日本一推進戦略を改定し、府が新たに取り組む4つの重点戦略を定め、その中で教育・保育については着実に推進することとされています。

2 木津川市の就学前教育・保育の現状

(1) 就学前児童数の推移

本市の就学前児童数は、令和2年度をピークとして減少を続けており、ピーク時と比べ令和7年度では1,079人減少しています。今後も社会動態等の状況により減少が続くことが見込まれます。また、年齢別では0歳児の減少が顕著に表れています。

表-1：就学前児童数の推移（4月1日現在/単位:人）



(2) 就学前教育・保育等の施設数

平成 29 年度以降公立保育所は民営化等により施設数は減少しているものの、保育所から認定こども園への移行等による認定こども園数の増や小規模保育事業所等の新規開設に伴い、本市の就学前教育・保育施設数(地域型保育事業を含む)は令和 3 年度までは増加していましたが、令和 4 年度から令和 6 年度は 28 施設、令和 7 年度は 27 施設で推移しています。

表-2 :就学前教育・保育施設の推移

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
公立幼稚園	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2
私立幼稚園	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
公立保育所	12	11	11	10	8	8	8	8	6	6
公立認定こども園									2	2
私立保育所	5									
私立認定こども園		7	7	8	9	9	9	9	9	9
小規模保育事業所				2	2	3	3	3	3	3
家庭的保育事業所			1	3	3	4	4	4	4	4
合 計	21	22	23	27	26	28	28	28	28	27

(参考) 施設の区分

幼稚園： 幼稚園は学校教育法に規定される学校であり満 3 歳から小学校就学までの幼児を教育し、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を育成するための教育施設。

保育所： 保護者の就労等により保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設であり 0 歳児から小学校就学前の児童が利用できる。

認定こども園： 保育所と幼稚園の機能を併せ持つ施設で「保育を必要とする事由」に該当する場合に利用できる保育所機能部分(0 歳児～小学校就学前)と幼児期の教育機能(満 3 歳児～小学校就学前)を有する施設。

小規模保育事業： 定員が 6 名以上 19 名以下の比較的少人数の環境で、保育の必要性のある主に 0 歳から 2 歳児に保育を行う施設。

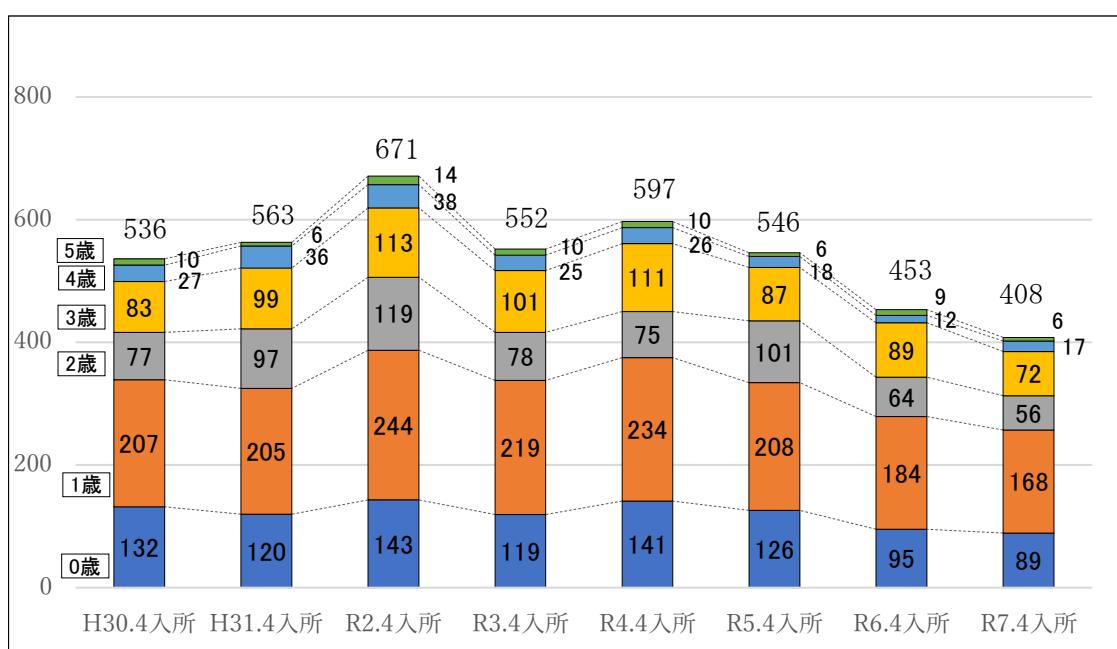
家庭的保育事業： 定員 5 名以下で家庭的な雰囲気のもと、保育の必要性のある主に 0 歳から 2 歳児に保育を行う施設。

(3) 保育施設等の利用申込者数等の推移

①利用申込者数(保育認定児童)の減少

本市の保育施設の一斉利用申込者数の状況は、出生数の減少や新型コロナウイルス感染症の影響等から令和元年以降、令和2年の671人をピークに令和7年では408人と大きく減少しました。このことから保育施設の利用申込者数は減少傾向にあり、今後の動向に注視する必要があります。(表-3)

表-3 保育利用一斉申込者数の推移 (転園申請除く/単位:人)



②待機児童数の推移

本市の待機児童数(4月1日時点)は平成24年度以降0人で推移しています。

また、特定の園を希望する者(潜在的待機児童)は令和4年度の58人をピークに令和7年度には17人に減少しており申込者数同様、今後の動向に注視する必要があります。

表-4 待機児童数の推移(各年4月1日/単位:人)

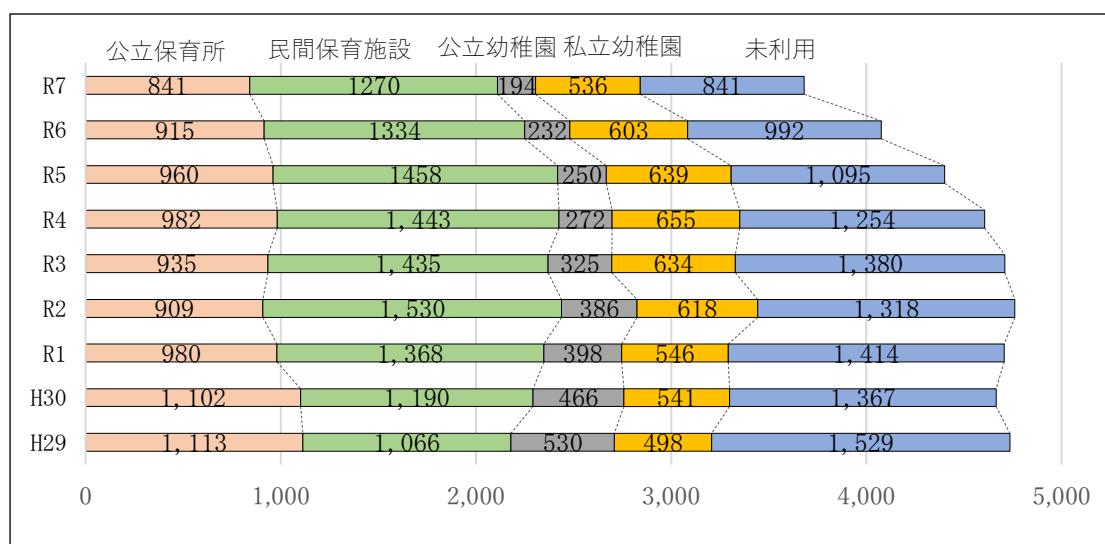
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
国基準	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定園※	22	29	55	47	44	58	43	28	17

※表中特定園は特定の園を希望する者(潜在的待機児童)

③幼稚園児童数の推移

本市公立幼稚園の児童数は平成 29 年の 530 人から比較すると令和 7 年では 194 人と、336 人、63.3% 減少しており、児童数の減少及び保育ニーズの高まりや公立高の原幼稚園の閉園等の影響が考えられます。一方、私立幼稚園は平成 29 年の 498 人から比較すると令和 7 年では 536 人と、38 人、7.6% 増加しており、幼児教育・保育の無償化や私立幼稚園での新たな国の制度による施設等利用給付等預かり保育の充実が要因として考えられます。

表-5 就学前子ども施設利用状況（毎年 4 月 1 日現在、幼稚園 5 月 1 日現在/単位:人）



第3章 公立就学前教育・保育施設の現状

1 公立幼稚園・保育所数の推移等

本市では、公立保育所においては、平成 29 年度に「木津川市公立保育所民営化等実施計画」を策定し、平成 29 年度から令和 2 年度の第 1 期の期間内に 4 園の民営化等を実施し、令和 3 年度の 1 期検証期間を経て令和 4 年度から令和 6 年度の第 2 期の期間内に 2 園の認定こども園への移行を行いました。なお、民営化対象保育園では民営化と併せて認定こども園へ移行し、幼児教育の充実と保護者ニーズに合わせた保育サービスの提供に取り組んでいます。

なお、計画を進める中で、令和元年度の幼児教育・保育の無償化等による保育ニーズの高まりから新規利用申込者の増加等により、令和元年度から令和 3 年度にかけて計画の見直しを行い、統廃合や機能変更の対象としていた 4 園について、実施期間を延伸する計画変更を行いました。

また、公立幼稚園では令和3年度に「木津川市公立幼稚園再編実施計画」を策定し、令和6年度末で1園を閉園(機能終了)しました。(表-6)

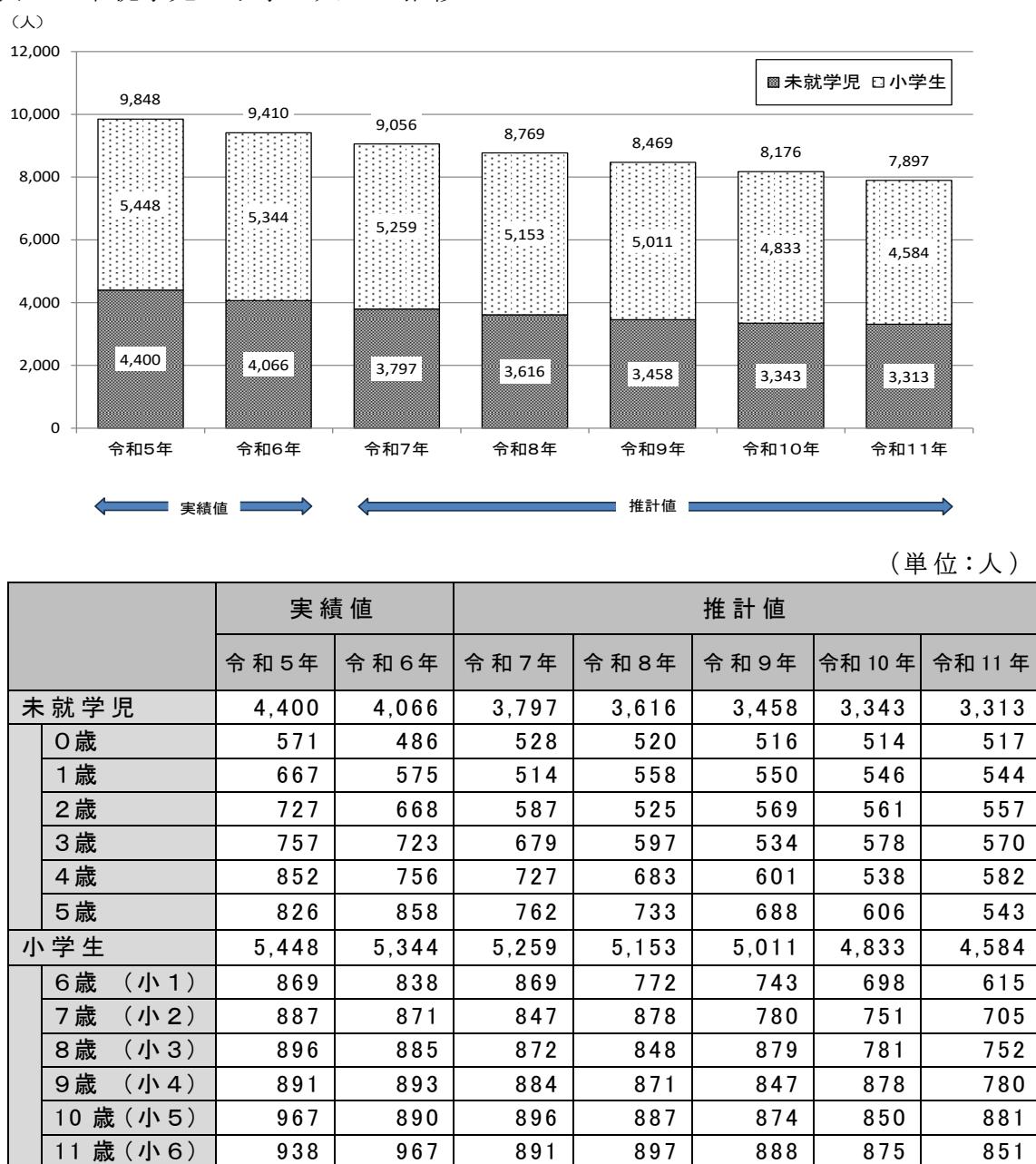
表-6 公立幼稚園・保育所の推移（R6までの計画実施済、実施予定一覧）

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	備考	
1 木津幼稚園						公立幼稚園再編実施計画（R4策定）では、「公設公営を継続しながら認定こども園への移行を検討」としている					
2 相楽幼稚園											
3 高の原幼稚園									閉園		
4 木津保育園											
5 木津保育園分園				公立保育所民営化等実施計画(H29策定当初)の「R2に他の子育て支援拠点施設として活用」から、R1.11に「R3の検証を踏まえ実施時期を決定」と変更後、「R7以降に計画期間を延伸」とした（R3.8計画変更）							
6 清水保育園											
7 相楽保育園						公立保育所民営化等実施計画(H29策定当初)の「R6に子育て世代包括支援センターへ機能変更」から、「R7以降に計画期間を延伸」とした（R3.8計画変更）					
8 相楽台保育園					公立保育所民営化等実施計画(H29策定当初)の「R3に兜台保育園に統廃合」から、R2.1に「R3の検証を踏まえ実施時期を決定」と変更後、「R7以降に計画期間を延伸」とした（R3.8計画変更）						
9 梅美台保育園	H29 民営化・認定こども園に移行										
10 兜台保育園			R1 民営化・認定こども園に移行								
11 木津川台保育園			R2 民営化・認定こども園に移行								
12 いづみ保育園								R6 認定こども園に移行			
13 南加茂台保育園								公立保育所民営化等実施計画(策定当初)の「R6にいづみ保育園に統廃合」から「R7以降に計画期間を延伸」とした（R3.8計画変更）			
14 やましろ保育園								R6 認定こども園に移行			
15 やましろ保育園 分園				R2 本園に統廃合							
公立園数	14	14	13	11	11	11	11	11	10		

2 未就学児・小学生人口の推移

本市公立就学前教育・保育施設を取り巻く状況は、令和7年3月に策定した「第3期木津川市子ども・子育て支援事業計画」の推計値（表-7）が示すように出生数の減少とともに就学前人口も令和6年度の4,066人から令和11年度の3,313人と減少していくことが見込まれています。また、保育施設では、保育士の配置基準の改正や、医療的ケア児への保育の提供等、運営面でも様々なサービスの提供が求められています。

表-7 未就学児・小学生人口の推移



※資料：第3期木津川市子ども・子育て支援事業計画（実績値は住民基本台帳（各年3月末時点））

3 公立幼稚園・保育所における施設及び職員配置の状況

本市では平成 29 年度から進めた公立施設の民営化と再編により現在の施設数は公立幼稚園 2 園、公立保育所 6 園、公立認定こども園 2 園となり、うち木津保育園分園については民間商業施設スペースで運営を行っている状況です。分園を除く 9 園については、市有財産として教育・保育施設の用途に供しており、建設から 30 年を経過する建物もありますが、全ての園舎で耐震性能を有しています。

また、公立幼稚園・保育所の職員数については、定員数や施設規模等に応じ、各園に幼稚園教諭、保育士等を配置し、全体で正職員が 88 人、会計年度任用職員を 304 人適宜配置しています。(一時預かり、支援センター除く)

表-8 施設の状況

区分	園名	地域	定員	建設年	建物構造	階数	敷地
公立幼稚園	木津幼稚園	木津	265 人	昭和 58 年	R C・S	2	市有
	相楽幼稚園	木津	160 人	昭和 57 年	R C	2	民有
公立保育所 ・こども園	木津保育園	木津	120 人	平成 7 年	R C	2	市有
	木津保育園分園	木津	21 人	平成 24 年	民間施設		
	清水保育園	木津	30 人	昭和 50 年	R C	2	市有
	相楽保育園	木津	150 人	昭和 51 年	R C	2	市有
	相楽台保育園	木津	140 人	昭和 61 年	R C	2	民有
	いづみこども園	加茂	230 人	平成 18 年	S	2	市有
	南加茂台保育園	加茂	150 人	昭和 58 年	R C	2	市有
	やましろこども園	山城	250 人	昭和 54 年	R C	2	市有

※建物構造表記については、RC：鉄筋コンクリート造 S：鉄骨造

表-9 公立幼稚園・保育所児童数と職員数の状況（令和7年4月1日現在 単位:人）

園名	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	正職員	会計年度任用職員
木津幼稚園	265				50	49	46	145	6	18
相楽幼稚園	160				11	14	12	37	4	9
幼稚園計	425				61	63	58	182	10	27
木津保育園	120	9	17	26	30	29	30	141	10	55
木津保育分園	21	1	2					3	2	3
清水保育園	30	1	5	4				10	5	15
相楽保育園	150	4	18	22	28	27	26	125	10	39
相楽台保育園	140	2	12	17	20	31	20	102	10	34
いづみこども園	230	9	18	28	40	48	48	191	16	53
南加茂台保育園	150	2	11	12	23	23	23	94	10	35
やましろこども園	250	5	16	24	49	51	44	189	15	43
保育所計	1,091	33	99	133	190	209	191	855	78	277

※一時預かり、支援センター関係職員を除く

4 公立幼稚園・保育所の役割と方向性

公立幼稚園・保育所は、就学前教育・保育を必要とする児童に対し教育・保育を行うとともに保育の質の向上に努めてきました。現在実施している支援を必要とする児童や医療的ケア児の保育を引き続き推進していくとともに、限られた財源の中で就学前教育・保育の更なる質の向上及び多様な保育ニーズに応えるための取り組みを進めます。

(1) 公立幼稚園・保育園における教育・保育の質の確保等

公立各園の教育・保育の質の確保については、幼稚園教諭、保育士の適正な配置が求められます。特に保育所においては国の配置基準の見直し等もあり、より一層保育士の確保を行う必要があります。加えて従事する幼稚園教諭、保育士の資質と専門性向上のための機会の確保とその充実に取り組み、次代を担う幼稚園教諭・保育士の育成を継続的に行います。

(2) 個別の支援を必要とする児童への対応

公立各園は、すべてのこどもたちを支援する拠点の一つとして位置づけ、早い段階で支援の必要なこどもの発見や養育に関する相談対応等の充実など、関係機関と連携しながら積極的に支援を行っていきます。

(3) 地域拠点施設としての機能充実

公立各園は、市における就学前教育・保育需要の実情や課題などの的確な把握に努め、ニーズに即した子育て支援施策を展開する地域拠点施設としての役割を果たすとともに、関係機関と連携しながら市全体の教育・保育水準の向上と機能の充実に取り組んでいきます。また、各施設については必要に応じ適切に整備・維持保全に取り組みます。

5 公立幼稚園・保育所再編実施計画

(1) 実施方針

公立幼稚園・保育所については「第1章 2 計画の位置付け」に示すとおり、「木津川市公立保育所民営化等実施計画(平成29年6月)」と「木津川市公立幼稚園再編実施計画(令和4年3月)」の計画内容を継承し、現在の市の就学前人口や国の制度等の状況を勘案し各園について「民営化」・「統廃合」・「機能終了」・「公設公営」等の方針を示します。また計画対象園については当該園の保護者等への十分な説明を行い理解を得るとともに、在園する児童への配慮のため、相応する準備期間を設けます。

また、公設公営等については本計画「第3章 4 公立幼稚園・保育所の役割と方向性」に示す施設として存続しながら、必要に応じ認定こども園に移行します。



園名	平成29年度（幼稚園は令和3年度） 計画実施方針・予定年度	令和8年度～ 実施方針 期間・年度	方針の内容
木津幼稚園	公設公営 (認定こども園への移行検討)	2期 令和18年度以降 公設公営又は民営化	計画期間2期に民営化も考慮し認定こども園へ移行する。
相楽幼稚園	公設公営 (認定こども園への移行検討)	1期 令和14年度 統廃合	相楽保育園と統合し地域拠点園として公設公営認定こども園へ移行する。
木津保育園	公設公営	公設公営	地域拠点園として位置付け公設公営保育園として存続。
木津保育園 分園	平成32年度 機能変更	1期 令和10年度 統廃合	分園の現況等を考慮し本園に統廃合。
清水保育園	公設公営	公設公営	現行の保育所機能を維持し公設公営保育園として存続。
相楽保育園	平成36年度を 目途に機能変更 (子育て世代包括 支援センター)	1期 令和14年度 統廃合	相楽幼稚園と統合し地域拠点園として公設公営認定こども園へ移行する。
相楽台 保育園	平成33年度 統廃合	2期 令和18年度以降 機能終了	就学前人口や近接する保育施設の保育サービスの状況、距離的要件等を考慮し将来的には機能終了。
いづみ こども園	公設公営 幼保連携型 認定こども園	公設公営 幼保連携型 認定こども園	地域拠点園として位置付け公設公営認定こども園として存続。
南加茂台 保育園	平成36年度 統廃合	1期 令和15年度末 機能終了	近接する保育施設の保育サービスの状況や距離的要件等を考慮し、令和15年度末で機能終了。
やましろ こども園	公設公営 幼保連携型 認定こども園	公設公営 幼保連携型 認定こども園	地域拠点園として位置付け公設公営認定こども園として存続。

（2）各園の個別方針（園名は令和7年4月1日ベース）

（3）実施計画の期間

この実施計画の期間は、令和8年度から令和16年度までを1期とし、

2期の期間については、1期の検証を踏まえ定めることとします。

【実施期間表（再掲）】

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18～
公立幼稚園・保育所再編実施計画	1期			検証			2期				
【参考】市子ども・子育て支援事業計画	第3期(R7～R11)			第4期(R12～R16)			第5期(R17～)				

(4) 各園の実施計画(計画対象園のみ表記)

1期実施計画

園名 /年度	1期									R17
	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	
木津保育園 分園	関係者 説明会 順次、募集停止		本園に 統廃合							
南加茂台 保育園			関係者 説明会							機能 終了
相楽保育園				関係者 説明会		準備手続き (募集人数・定員 数調整等)		一体化 で 幼保連 携型認 定こど も園化		
相楽幼稚園				関係者 説明会						

2期実施計画

期 間	令和18年度以降
計画対象園	
木津幼稚園	: 民営化も考慮し認定こども園へ移行する。認定こども園の種別・規 模については施設の態様、2期計画実施前の児童数等を勘案しながら 決定する。
相楽台保育園	: 就学前人口や近接する保育施設の保育サービスの状況、距離的要件 等を考慮し、将来的には機能終了(閉園)。当該園の計画実施にあた っては段階的に募集停止を行い、機能終了(閉園)とする。

※民営化を行う場合については、原則「木津川市公立保育所民営化等実施計画（平成29年6月）」に定める公立保育所民営化の手法によることとします。

(5) 1期計画前と計画後の市内就学前教育・保育施設配置イメージ

【計画前】□内は定員数（令和7年4月1日ベース）

	木津地域	加茂地域	山城地域
私立園	みかのはら幼稚園 160		
	愛光こども園 105		
	愛光兜台こども園 150		
	愛光みのりこども園 195		
	梅美台こども園 185		
	認定こども園州見台さくら 165		
	認定こども園木津さくらの森 135		
	なごみこども園 278		
	認定こども園木津川台 123		
	藍咲学園 219		
公立園	木津幼稚園 265		
	相楽幼稚園 160		
	清水保育園 30		
	相楽保育園 150		
	相楽台保育園 140		
	木津保育園 120		
	木津保育園分園 21		
		南加茂台保育園 150 いづみこども園 230	やましろこども園 250

【計画期間終了後】□内は定員数（令和17年4月1日予定）

	木津地域	加茂地域	山城地域
私立園	みかのはら幼稚園 160		
	愛光こども園 105		
	愛光兜台こども園 150		
	愛光みのりこども園 195		
	梅美台こども園 185		
	認定こども園州見台さくら 165		
	認定こども園木津さくらの森 135		
	なごみこども園 278		
	認定こども園木津川台 123		
	藍咲学園 219		
公立園	木津幼稚園 265		
	清水保育園 30		
	(仮称) 相楽こども園 150		
	相楽台保育園 140		
	木津保育園 120	いづみこども園 230	やましろこども園 250

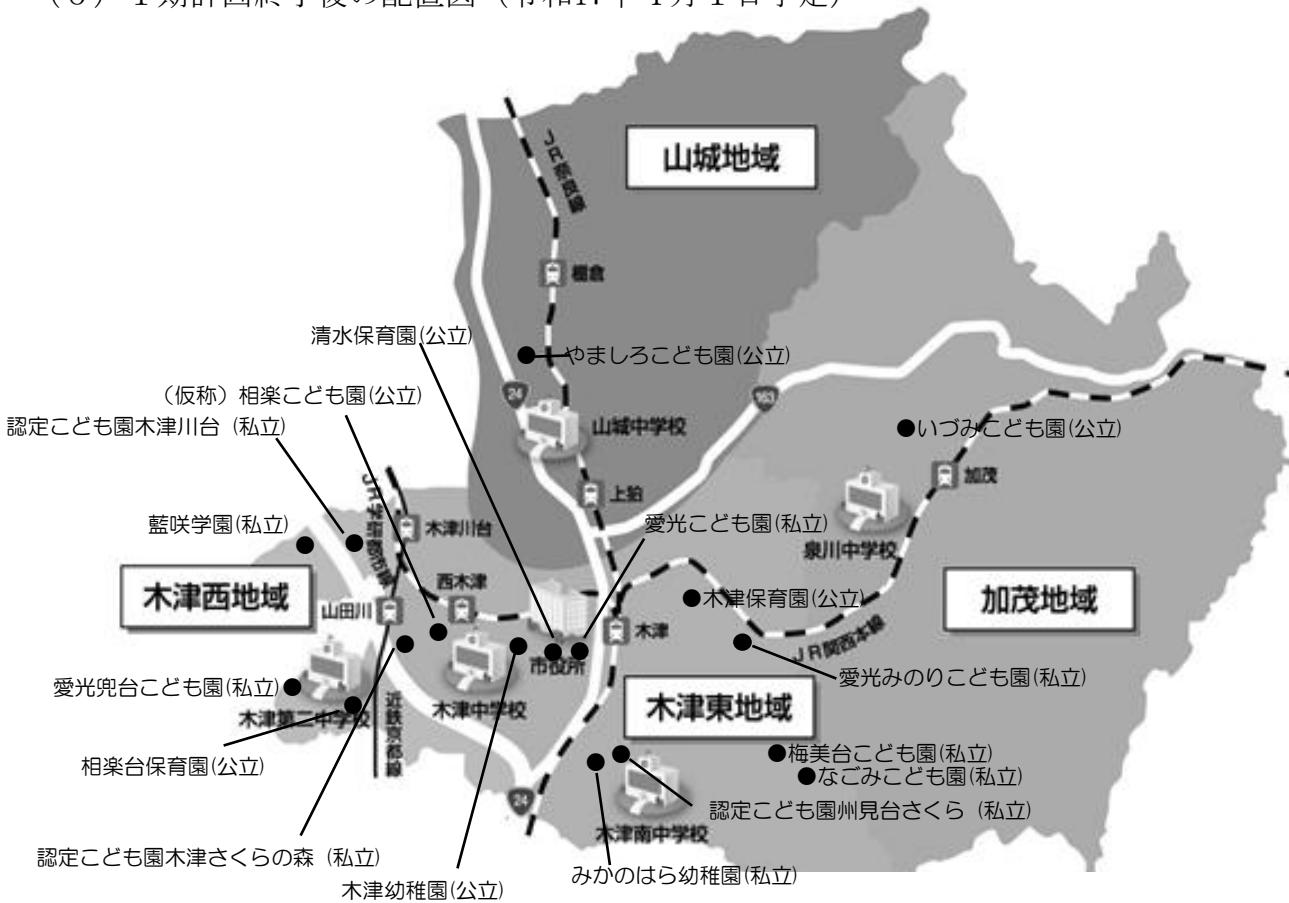
※上記表中から地域型保育事業所 7 園は除く(参考:地域型保育事業所定員総数は76人(0~2歳))

【計画前後 就学前教育・保育施設数と定員数】

園数		私立/公立		施設態様別数		1号定員(人)	2・3号定員(人)
計 画 前	20	私 立	10	幼稚園	1	160	—
				保育所	—	—	—
				こども園	9	122	1,433
	10	公 立	10	幼稚園	2	425	—
				保育所	6	—	611
				こども園	2	18	462
					総定員数	725	2,506
1 期 終 了 後	17	私 立	10	幼稚園	1	160	—
				保育所	—	—	—
				こども園	9	122	1,433
	7	公 立	7	幼稚園	1	265	—
				保育所	3	—	290
				こども園	3	18	612
					総定員数	565	2,335

※1 期終了後の（仮称）相楽こども園については、現行の2・3号定員数としており、1号定員については、就学前の子どもの教育、保育の状況で設定することとします。

(6) 1期計画終了後の配置図（令和17年4月1日予定）



6 機能終了後の施設の利活用について

民営化を除く機能終了等対象園については、民間地等の場合は、施設除却等の上返還します。市有地の場合は、機能終了等実施前の段階から市民参画の手法を用いて施設のあり方を検討し、対象施設の利活用等の方向性を定めてまいります。

7 計画の見直しについて

計画の期間中に、関係法令の改正、社会情勢の変化、他の事業計画の状況等により必要に応じて計画の見直しを図ります。



木津川市公立幼稚園・保育所再編実施計画

令和8年1月

木津川市こども未来部こども未来課

〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外 110-9
Tel : 0774-75-1229 (ダイヤルイン)
Fax : 0774-72-0553
E-mail : kodomo@city.kizugawa.lg.jp
URL : <http://www.city.kizugawa.lg.jp>